

令和2年 第68回定例会

坂井地区広域連合議会会議録

令和2年8月26日開会

令和2年8月26日閉会

坂井地区広域連合議会

令和2年 第68回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和2年8月26日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長招集挨拶	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第13号から議案第18号の一括上程、提案理由の説明	7
○一般質問（4番 室谷陽一郎議員）	11
○ 〃 （12番 伊藤聖一議員）	19
○ 〃 （14番 川畑孝治議員）	27
○ 〃 （15番 畑野麻美子議員）	31
○議案第13号から議案第18号の質疑、討論、採決	36
○閉議の宣告	39
○広域連合長閉会挨拶	40
○閉会の宣告	40
○署名議員	41

1 第68回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和2年8月26日(水)
午後2時27分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第13号 令和元年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第14号 令和元年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第15号 令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第16号 令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第17号 令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 議案第18号 令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 近藤 哲行	3番 渡辺 竜彦
4番 室谷 陽一郎	5番 上坂 健司	6番 戸板 進
7番 仁佐 一三	8番 吉川 貞明	9番 佐藤 寛治
10番 毛利 純雄	11番 東野 栄治	12番 伊藤 聖一
13番 山川 知一郎	14番 川畑 孝治	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康 男	副広域連合長 坂本 憲 男
事務局長 堀江 好 美	事務局次長 水嶋 雅 江
代表監査員 嶋屋 昭 則	

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 長谷川 浩 幸	議会事務局書記 出店理 成
-----------------	---------------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） ただいまより、第68回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。 (午後2時27分)

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） 開会にあたり、広域連合長の招集のご挨拶があります。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 第68回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。8月も下旬に入りましたが、まだまだ30度を超える暑い日々が続いております。議員各位には、公私ともにご多忙のところご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省の調査結果によりますと、2017年からの1年間で訪問介護事業所が約200か所も減少していたことがわかりました。その理由として、訪問介護事業所は小規模な事業所が多く、職員の人手不足・高齢化が挙げられており、介護職確保のための取組みを一層進めると共に、介護職員の待遇改善が必要とされています。坂井地区におきましても、令和元年度の訪問介護及び訪問入浴介護サービス費の減少から、介護職員の人手不足が進んでいると考えられます。また、当広域連合が昨年度実施した訪問介護事業に関するアンケート調査からも、訪問介護事業に従事される方の約3割は60歳以上の方であり、他の介護保険事業よりも高齢化の傾向は顕著でありました。そのため、今後も構成市や県、介護保険事業者等とも危機意識を共有し、介護人材の確保に引き続き取り組んで参りたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご案内のとおり、本定例会は、令和元年度歳入歳出決算認定に関するもの3議案、令和2年度補正予算に関するもの3議案の計6議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◇開議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 本日の出席議員数は18名です。よって会議の定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◇諸般の報告◇

○議長（渡辺竜彦） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。長谷川参事。

○議会事務局参事（長谷川浩幸） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案6件であります。次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めたものは、連合長以下5名であります。なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。以上でございます。

◇行政報告◇

○議長（渡辺竜彦） 次に、広域連合長の行政報告を求めます。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） それでは、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について、令和2年4月から令和2年7月までの4ヶ月間における事業報告を申し上げます。代官山斎苑の利用状況ですが、坂井市三国町で71件、あわら市で111件、準管内で4件、管外で3件の、合計189件となっております。昨年同期と比較しますと、15件の減となっております。また、霊柩車の使用状況は、坂井市三国町で67件、あわら市で102件、準管内で4件、管外で2件の、合計175件でございます。昨年同期と比較しますと4件の減となっております。霊柩車の自宅廻りの利用状況は、坂井市三国町16件、あわら市で21件、の合計37件でございます。昨年同期と比較しますと8件の増となっております。待合室の活用については、小さなお葬式や、収骨待ちでの食事などに利用してもらえよう、その内容について、ホームページや広報誌へ掲載しております。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。また、代官山墓地の貸付

けにつきましては、チラシを作製し、市役所の窓口や葬儀業者に配布して周知を図っています。その結果、墓地の貸付け数は増加しております。

次に、さかいクリーンセンターでの受入状況ですが、生し尿が722キロリットル、浄化槽汚泥等が3,376キロリットル、合計4,098キロリットルで、前年度同期と比較しますと、8.4%の増となりました。肥料の配布状況につきましては、注文に応じ生産しておりますが、配布量は617袋となりました。昨年度と比較し、291袋、32.0%減少しています。なお、運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しております。

次に、介護保険課所管について申し上げます。まず、今年度が策定年度である第8期介護保険事業計画につきましては、7月14日に第1回の策定委員会を開催し、計画策定につきまして諮問をいたしました。来年1月には、策定委員会から答申をいただく予定でございますが、策定経過については、随時ご説明させていただきたいと存じます。

次に、本年度当初保険料の賦課状況について申し上げます。7月10日に特別徴収、普通徴収合わせて35,160人に納入通知書を発送し、調定額は総額25億8,234万3,300円となっております。本年度の保険給付の状況は、8月支払分までで保険給付費が、35億522万円で前年度同月と比較しますと2,944万円、0.8%の増となっております。

次に、主な事業等の実施状況について申し上げます。まず、介護認定、認定調査状況ですが、介護認定調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、更新認定調査13件については調査ができず期間延長措置を適用しました。その他の調査は、施設や病院、ご家族のご協力のもと、感染予防を徹底し調査を実施しております。介護認定審査会は、審査委員の方のご尽力により一度も中止することなく開催し、今までと変わりなく審査判定を行っております。認定結果は早急に申請者へ届け、介護が必要な方が適切に介護サービスを利用できるよう努めております。

次に、ケアマネジメントの適正化事業について申し上げます。高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう「自立支援」と「重度化防止」に資する適切なケアマネジメントが求められております。当広域連合といたしましても、介護給付適正化事業の一つとして、ケアプランの質の向上を目的に居宅介護支援事業所等のケアプラン点検や、介護支援専門員の研修を行っております。本年度の実施状況は、現在までに居宅支援事業所等15事業所において書面点検及び面談による点検を、5事業所において書面点検を行いました。今後は、引き続きケアプラン点検を実施し、延期となっているケアマネS A K A Iとの合同の介護支援専門員研修会を、規模を縮小し9月に実施予定でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、吉川貞明議員、9番、佐藤寛治議員の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第13号から議案第18号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（渡辺竜彦） 日程第3、提案理由の説明に入ります。
日程第5から日程第10まで、議案6件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） ただいま上程されました、議案第13号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第18号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)までの6議案について、提案理由を申し上げます。まず、議案第13号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決

算認定についてから、議案第15号、令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計をはじめとする各会計の令和元年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第16号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ69万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,776万6千円とするものです。その主なものは、令和元年度一般会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正するものです。

次に、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,105万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億1,934万1千円とするものです。その主なものは、令和元年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正、基金に1億1,816万円を積立て、国・県・支払基金精算返還金等として8,335万9千円を計上するものです。また、坂井地区地域介護・福祉空間整備等補助金返還金として歳入歳出953万4千円を計上するものです。

次に、議案第18号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ223万8千円とするものです。その主なものは、令和元年度代官山墓地特別会計の決算が確定したことに伴い、前年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てるものです。

なお、各会計の決算及び補正予算の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくご説明申し上げます。

以上、議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 堀江事務局長。

○事務局長（堀江好美） それでは、私から議案第13号令和元年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第18号令和2年度坂井地区広域連合

代官山墓地特別会計補正予算（第1号）までの6議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第13号令和元年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、議案書綴りの一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。1ページをお開き下さい。令和元年度一般会計の歳入歳出決算であります。歳入2億7,195万1,459円、歳出2億5,949万3,355円、歳入歳出差引額は、1,245万8,104円となったものであります。次に、16ページをお開き下さい。一般会計の実質収支に関する調書です。歳入歳出総額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額616万円で、実質収支は、629万8千円となります。次の17、18ページの財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第14号令和元年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。介護保険特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。1ページをお開き下さい。令和元年度介護保険特別会計の歳入歳出決算であります。歳入117億4,093万4,081円、歳出115億595万1,198円、歳入歳出差引額は2億3,498万2,883円となったものであります。次に、23ページをお開き下さい。介護保険特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出総額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の2億3,498万3千円となります。次の24ページ、財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第15号令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明いたします。代官山墓地特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。1ページをお開き下さい。令和元年度代官山墓地特別会計の歳入歳出決算であります。歳入383万2,901円、歳出376万2,591円、歳入歳出差引額は、7万310円となったものであります。次に、7ページをお開き下さい。代官山墓地特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出総額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の7万円となります。次の8ページ、財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第16号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。一般会計補正予算書、1ページをお開き下さい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ69万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ3億1,776万6千円とするものです。6ページをお開き下さい。事項別明細書の歳入です。第1款分担金及び負担金を620万5千円減額、第6款繰越金を629万8千円追加、第7款諸収入60万4千円を追加するものです。これにつきましては、前年度決算による繰越金を各構成市へ返還せず、現年度の分担金及び負担金に財源充当するものです。7ページをご覧ください。歳出では、第3款民生費は繰出金で低所得者保険料軽減負担金分61万円を追加、第5款基金積立金は霊柩車購入基金積立金8万7千円を計上しております。

次に、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開き下さい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、2億1,105万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,934万1千円とするものです。6ページをお開き下さい。事項別明細書の歳入ですが、第2款分担金及び負担金では、繰越金から財源更正のため3,411万円を減額し、第7款財産収入では、基金利子3万6千円を計上、第9款繰入金では、一般会計からの繰入金を61万円追加、第10款繰越金では前年度決算確定による2億3,498万3千円を、第11款諸収入の雑入は、坂井地区地域介護・福祉空間整備等補助金返還金953万4千円を計上しております。9ページをご覧ください。事項別明細書の歳出ですが、第4款基金積立金では介護保険財政調整基金積立金1億1,034万円、介護福祉推進基金積立金782万円を計上、第5款諸支出金では国庫、県、支払基金への返還金9,289万3千円を計上しております。

次に、議案第18号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書、1ページをお開き下さい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223万8千円とするものです。6ページをお開き下さい。事項別明細書の歳入ですが、第4款繰越金では、令和元年度からの繰越金7万1千円を計上しております。一方、7ページの歳出では、第2款諸支出金として、歳入と同額の7万1千円を代官山墓地基金に積み立てるものです。

以上、議案第13号から議案第18号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺竜彦） 以上で提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

○議長（渡辺竜彦） 次に、上程議案第13号から第15号に関し、代表監査委員か

ら決算審査の結果報告を求めます。嶋屋昭則代表監査委員。

○代表監査委員（嶋屋昭則） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、令和元年度坂井地区広域連合各会計の決算審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本審査は、地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づきまして、坂井地区広域連合長から審査に付されました令和元年度坂井地区広域連合一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計における歳入歳出決算書及び決算付属書類、並びに財産に関する調書、また、基金の運用状況に関する調書等について、令和 2 年 7 月 15 日に、高橋前代表監査委員と東野監査委員、そして、先の臨時議会におきまして選任のご同意をいただき審査結果をご報告することから私も同席して審査を行いました。審査に当たりましては、堀江事務局長をはじめ、関係担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査いたしました。その結果、一般会計と 2 特別会計の決算につきましては、それぞれ決算書類及び関係調書等、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計とも係数は正確であることを認めました。また、事業執行に当たってはどの部署においてもよく検討され、創意工夫され、実施されていたところでございます。それでは、決算の概要について申し上げます。まず、収支の状況ですが、お手元の各会計決算審査意見書の 3 ページ第 3 表をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、2 億 7, 195 万 1 千円、歳出決算額は 2 億 5, 949 万 3 千円で、形式収支は 1, 245 万 8 千円となっております。前年度と比較して、歳入が 16.9%、歳出が 15.0%のそれぞれ増となっております。意見書の 4 ページ第 5 表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が 87.2%で 5.2%の増、依存財源が 12.8%で 384.3%増となっております。依存財源の大幅な増につきましては、消費税の増税に伴い低所得者の保険料軽減が強化され、国や県の負担割合が増えたことによるものです。主な事業につきましては、坂井市庁舎の建設に伴い、坂井市より借用していましたサーバ室や文書保存庫の移設工事を行っており、代官山斎苑におきまして非常用発電機の設置を行い大規模災害に備えております。また、さかいクリーンセンターでは、排水路の法面補修整備工事を行い施設の維持に努めております。次に、意見書の 6 ページ第 8 表をご覧ください。介護保険特別会計の歳入決算額は、117 億 4, 093 万 4 千円、歳出決算額は 115 億 595 万 1 千円で、形式収支は 2 億 3, 498 万 3 千円となっております。前年度と比較して、歳入が 3.5%、歳出が 2.5%のそれぞれ増となっております。意見書の 8 ページ第 10 表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が 39.0%で 3.2%の増、依存財源が 61.0%で 3.7%の増となっております。

す。主な事業につきましては、第1号被保険者保険料の賦課徴収について、収入未済額が4,955万6千円で、未納率は1.9%、また、不納欠損額は2,074万5千円で前年度と比較すると、416万円の減となっております。しかし、保険料徴収の公平性からも引き続き適正な徴収の取り組みをお願いするものであります。介護給付費の適正化については、介護給付適正化システムの活用により、国保連への医療情報と突合し、不当なサービス請求を把握しながら指導が実施されていたところであります。また、令和元年度は、平成30年度の実地指導及び監査により、事業所の不正請求及び運営基準違反等が故意的に行われたものについて、指定取消処分が行われております。次に、意見書の10ページ第13表をご覧ください。代官山墓地特別会計の歳入決算額は、383万3千円、歳出決算額は376万3千円で、形式収支は7万円となっております。前年度と比較して、歳入が13.0%、歳出が16.0%のそれぞれ増となっており、性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が100%となっております。代官山墓地特別会計では、墓地の貸付区画数が当初見込みより少なく、財源不足となったため代官山墓地基金を取崩し、繰り入れを行っております。貸付区画数が減少する中で基金からの繰り入れが増加傾向にあるため、残区画の貸付に引き続き務めていただきたいと思います。次に、基金の状況ですが、意見書の3ページ第2表をご覧ください。一般会計に2つの基金、特別会計に3つの基金があり、それぞれの基金の令和元年度末残高は、廃棄物処理施設整備基金が988万2千円、霊柩車購入基金が1,868万1千円、介護保険財政調整基金が4億7,713万6千円、介護福祉推進基金931万1千円、代官山墓地基金が1,444万8千円で、5つの基金の合計は5億2,945万8千円となっております。基金は、将来の施設整備や維持補修など健全な行財政運営上、重要な役割を担うものであります。設置目的に沿った積立と効率的な運用を心がけ、一層の有効活用につとめていただきたいと思います。各会計執行の状況及びこれに対する意見につきましては、既に連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べたとおりであります。皆様方にはお手元にご配布申し上げてございますので、ご高覧いただきたいと思います。これからも、広域行政での取り組みが地域住民の福祉の向上、加えて業務の効率化、経費の節減に寄与されることを期待いたして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（渡辺竜彦）　ここで、代表監査委員の退席を許可いたします。大変ご苦労様でした。

◇一般質問◇

○議長（渡辺竜彦） 次に、日程第4、これより一般質問を行います。
一般質問は通告順に従い、4番、室谷陽一郎議員の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 通告順に従いまして、4番室谷陽一郎が一般質問をいたします。

第7期介護保険事業計画書においては、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことを可能にするために、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される、地域包括ケアシステムを深化・推進していく期間として、平成30年から本年度までの3年間の計画として策定されました。本年度はその最終年度にあたります。特に懸案となっておりました地域密着型サービス整備の進捗と今後の対応をお尋ねします。また、厚労省が介護保険事業計画を巡り、国の基本指針を改正し、初めて感染症や災害への対策を盛り込むことを決めたとの新聞報道がありました。この基本指針改正を受けての第8期介護保険事業計画策定について考えをお尋ねします。

では、具体的な質問です。一つ目、第7期介護保険事業計画における介護保険サービスの整備目標の達成状況と今後の方向性をお聞きます。特に一昨年の第61回定例議会で私が一般質問をし、また昨年の第64回定例議会の畑野議員の一般質問でもありました定期巡回・随時対応型訪問介護3カ所と看護小規模多機能型居宅介護1カ所の整備の進捗をお聞きいたします。

二つ目、現在感染症や災害に対して、広域連合として各事業所にどのような働きかけや指導監督しているか、今後どのように対応していくのかお聞かせください。

三つ目、第8期介護保険事業計画策定にあたって、感染症や災害への対策を反映することへの考えをお尋ねします。以上、具体的に3つの質問をさせていただきます。連合長、答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 室谷議員のご質問にお答えします。

1 点目の第 7 期介護保険事業計画における介護保険サービス整備目標の達成状況と今後の方向性に関して、目標となっている定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 カ所および看護小規模多機能型居宅介護 1 カ所の整備についてのご質問にお答えします。第 7 期介護保険事業計画において地域密着型サービスの整備目標としていました定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 カ所および看護小規模多機能型居宅介護 1 カ所につきましては、現在、目標達成が見込めない状況でございます。これまでの取組として、平成 30 年 6 月、令和元年 10 月にサービス事業者の公募を行いました。応募はありませんでした。その後、事業採算の課題にも対応できるよう、独自報酬加算を導入し、再度、令和 2 年 2 月にも公募を行いました。応募はありませんでした。目標達成が出来なかった要因としては、両サービスの人員配置基準、事業の採算性が挙げられます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、看護職員 2.5 名以上、介護福祉士等の資格を有する介護職員 1 名以上、また、看護小規模多機能型居宅介護については、小規模多機能型居宅介護の人員基準を満たしつつ、看護職員 2.5 名以上の配置が事業運営に必要でございます。また、両サービスは月額包括報酬のため、特に訪問看護サービスについて、利用者毎の訪問回数によっては、従来訪問時間による報酬算定に比べ、採算性が下回る場合がございます。特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護にその影響が大きく、目標未達成のみならず、昨年度と今年度に 2 事業所がこの事業からの撤退・事業廃止をしております。現在、運営している定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、2 事業所でございますが、このうち、一つの事業所は、現在のところ、利用者はいません。もう一つの事業所は、自宅で生活する要介護者ではなく、併設するサービス付高齢者向け住宅の入居者をサービスの提供対象としております。坂井地区内の住宅事情や介護人材の現状を勘案しますと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護を、在宅の要介護者を支えるサービスとして、短期的に普及・推進していくことは非常に難しいことだと考えております。団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口のピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い 85 歳以上の人口の増加が見込まれ、在宅での介護が増えるであろう 2040 年を見据え、第 8 期計画期間中には、現に運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の事業継続に必要な支援等を行いながら、坂井地区における地域で支える介護サービスの在り方を十分に検討して参りたいと思います。

2 点目の感染症や災害に対して広域連合として各事業所にどのような働きかけや指導監督を行っているのか、今後どのような対応をしていくのかについてのご質問にお答えいたします。各事業所における新型コロナウイルス感染防止に対する広域連合の取り組みといたしましては、国からの感染症対策に関する通知について、速やかに地区内各

事業所に周知するとともに、広域連合長名にて3月末より4月にかけて3回にわたり、集団発生防止の徹底や利用者への対応等について通知をいたしました。なお、事業所からの感染の疑いがある場合の相談については、保健所から適切な指導が受けられるよう努めているところであります。また、現在までに各事業所において、クラスターの発生を抑えることができていることは、事業所職員の現場での感染防止に対するご尽力によるものと考えております。今後は、再度の感染拡大に備えるため、まずは、各事業所に対しマスク等の必要数の事前の確保を促すとともに、事業所からの要望やマスク等の備蓄状況を適宜聴取し、福井県及び構成市と連携を図りながら、必要な支援を実施して参りたいと考えております。災害対策としましては、事業所や施設への実地指導を行う際に、避難訓練の状況や災害非常対策計画についての点検を適宜に行っており、今後も介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう構成市に働きかけ、県や構成市と連携を密にしながら取り組んで参りたいと考えております。

3点目の第8期介護保険事業計画策定にあたって、感染症や災害への対策を反映することの考えについてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、令和2年7月27日開催の第91回社会保障審議会介護保険部会にて、災害や感染症対策に係る体制整備が新設された基本指針が提示されております。現在、介護保険課において、介護保険部会で示された基本指針を基に、災害や感染症対策については、施策の柱の一つとして、体系図に盛り込んでおります。近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、一つ、災害・感染症対策についての周知啓発、研修、訓練 二つ、災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・輸送体制 三つ、災害・感染症発生時の支援・応援体制 などの記載が基本指針にて求められております。いずれの事項も、広域連合単独で成立するものではなく、福井県及び構成市の老人福祉部局、保健衛生部局、災害対策部局との連携が重要であると認識しており、各部局の取り組みや施策を十分に把握したうえで、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 一つずつ再質問させていただきます。

一つ目質問で目標、残念ながら達成できなかったと再度内容を継続してサービス内容も検討しながら第8期につないでいくということをお聞きしました。そうなんですけれども、あえてお聞きしたいのですけれども、第7期の策定においては2025年の人口推計と介護ニーズにおいて介護入所者を算出している、その結果必要となる入所

施設を想定しているものと考えています。ですよ。推計とニーズを検討するんですよ。ただ、本件は入所サービス系の整備の代わりに居宅でもってサービスを受けられるように考えられたのがまさしくこの、定期巡回・随時対応型訪問介護それから看護、看護が付いてるやつもついてないやつもありますけども、小規模多機能型居宅介護であると私は理解しております。これ、間違いないと思うんですよ。確かに採算性が取れなかったということで整備達成ができない状況において最初の人口推計とニーズを検討した上でこういう状況になっている。それは実際管内の利用者さんに施設不備による問題とか要望、不都合こういうのが実際に起こっているのかどうか、お聞きしたいんですよ。そこが一番心配なところなんです。どうぞ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長。

○事務局次長（水嶋雅江） 水嶋です。

今、室谷議員さんがおっしゃられましたように、たしかにこちらの目標は達成しておりません。こちらの方の事業といたしましては、年度は忘れたんですけどもこの7期計画を策定する前に2、3年前に新たに設けられた事業でありまして、確かにそのころは利用の頻度は高かった、少しずつ増えてはおりました。その増えていたことを念頭に計画を立ててはいるんですけども、事業を進めて行くうえでこの訪問に関しましてはニーズが利用者の方に合わない、さらに事業所的にも採算が取れないということがあって減っていったのではないかと考えております。ですのでこちらのほうでサービス利用者を考えておられた方に関しましては、デイサービスとか普通の訪問看護、訪問介護そちらのほうにサービスが流れていったものと考えられます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 私もそう思うんですよ。何年か前にやったときはこれ、絶対ヒットするというんですか、今後の日本の介護サービスのあり方をあらわしているものだという形で作ったと思うのですが、今おっしゃったように実際のデイサービスとか訪問、普通のやつですよ、結局それでカバーしている。そういう現状が

あってこのやり方では採算性の問題とかいろんな不備があるのではないかなと自分もそのように感じています。そういった意味でこれ以上の公募をしない、それはそれでいいんですが8期に向かってもう一度分析してなぜ成立しなかったかをここはひとつ重々に考えていただきたいなと思うんですよね。先のことはわかりません。コロナも感染も予想しなかったもんです。だけでも今ある現状で精一杯のことを考えながら予測し、今度は2040年ですかね、団塊の世代のジュニアが入ってくる、65歳が増える2040年を目指して新たに第8期はスタートするとお聞きしてますけども、そこは重々そのへんのところ分析しながら計画を立てていただきたいなと思うんですよ。最後にこの件、もう一度ですけども、そもそも第7期介護保険事業のサービス目標設定においては、介護事業サービスの基盤整備の見込量は2025年の人口推計であったと。第7期介護保険事業計画というのは、人口推計から2018年から2025年における地域の介護事業に応じた必要となる介護サービスの供給量見込み、さらに保険料に直結するような計画であったと。ここがまた非常に重要になってくると思うのですが、こういう計画っていうのは保険料に反映されちゃうんですよね、と私は認識しています。ですから、こういったことは今回、より分析してどうあるべきかということを再度しっかりやっていただきたいと思うんです。最後にこれ連合長、そういったことですけどもご意見どう考えていらっしゃるか、いただけませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 施設が限られている中での訪問介護のニーズが高まるであろうということだったと思うんですけども、実際にはこれ先ほど言いましたように介護職員とかです。介護福祉士の資格を有する介護職員が何名いるんだとかです。前の時は時間帯によって報酬を出していたものを月額報酬にしたということですね、収益性が見込めないなかです。事業者側がこういうのを撤退した部分もありますし、実際に家に来てもらってですね、どうのこうのやるというよりも出かけて行って訪問じゃなくて介護のニーズがある中でまあ今回はこういう形になったのではないかと思います。7期を作ったときは当然先ほど言いましたようにそういうことを見込めたんだと思いますけれども、先ほど言いましたように今後ですね要介護者が増えていく中でですねどうあるべきかですね、よくよく考えなあかんと思いますが、その利用の仕方そのものが国の基準でやっていってうまくそれがニーズに合うのかとかです。採算性があるのかということについては必要に応じて要望もする必要がある

と思いますし今回の策定委員会の中でもその辺は検証してですね、第8期においてこの辺の施設をどうするかとかについても計画がされていると考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） この件これで終わりますけども、やはり国が作って厚労省が作っているのは都市部のものの考え方で、地域の特に私たちのこの地域の状況というのはやっぱりこう考えてない部分があって、今おっしゃったように地域間の広がりがあるために採算性が取りにくいということもあるんで、そこは本当に国から言われたことかもしれませんけども地域にあったものをどんどん考えて述べていっていただきたいなと思っている次第でございます。そしてこれは一つは登録制っていうのが一番のネックかなと、それぐらいに通所サービスが柔軟になってきている、で利用者側も柔軟でありたいというところがあるので、今連合長も奇しくも同じようなことを申されましたがそれも加味しながら考えていっていただきたいなと思っております。

次に、新型コロナウイルスの肺炎感染対策についてですけども、これちょっと質問します。今日現在で6名がまた出まして、昨日が7名なんで1週間で20名っていうのは基本的には緊急事態レベル、昨日で16名でしたからね。県としても緊急事態レベルになるような状況に今来ていると思うんです。その中であわら市においてもですね、丁度2週間近く前にですね、民間病院において県外にお住まいの職員の方なんですけど、県外である感染者がいらっしゃってその人の濃厚接触者であったと、そしてあわら市の中での民間病院で職員として勤務なさったと、ということがちょっとありましてこれいろんな事情があるのであまり告知っていうんですかね公表するのは難しい部分があるので苦慮するところでもあるんですが一応これどう考えていくかってことだけをちょっとお聞きしたいと思うんですよね。こういう出た時に広域連合としては何か具体的な対応はなさったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 感染者や濃厚接触者の発表は県の方に委ねられていますの

で、うちのほうから積極的にどうのこうのということは公表していないと思うんです。坂井市もおそらく同じだと思います。特にあわらで発生したのがですね、一つには三重県の在住で今こちらの方の工事関係者の行き来でたまたまなったという人がいたりとかですね、お隣石川県のお住まいの方であわらの方に介護の補助として勤務されていた、これも行ったり来たりでその感染原因はちょっとわかりませんが、少なくとも今石川県の方で非常に感染があるなかでその時の会食が原因だというふうに僕は伺っています。それぞれの病院とか施設については保健所の指導に基づいて徹底した指導、PCR検査を行って周りに感染者拡大をしていないと調書を取っております。私どもの方からですね、現在こういう感染者が出た時にですね直接事業所等にですね、あーしろこーしろというような指示はできません。感染予防については一所懸命やるんですけども、感染者が出た場合には県の方の指示に従います。今回の場合は県外の方ということで両方ともあわら市の感染にカウントされていないので、県以上のことは言っていないということです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） 今の話、重々自分も理解できることでございます。ただやはり、介護施設の事業者にとっては、お話だけ聞いてとだけ聞いておきたいし、なんか手はないかということでご検討願いたいのですが、やっぱり介護事業者の方では一切公的機関からの情報が入っていない、で人づてで情報とかインターネットホームページからの情報であったと高齢者を預かる責任ある介護施設事業者としては全く詳細が伝わってこないというのは、問題ではないかというようなご意見を聞いてます。いろんな立場もありますけども、とりあえずホームページを見た時に、外来は続行ということですからおそらく大変な状況ではないとは思いますが。きっとね。と思いましたがけどもやっぱそれならそれも含めて介護施設の方にそれは広域連合の仕事なのか保健所の仕事なのかちょっとわかりませんがそういったことはこれから検討すべきではないかなと。特に第8期においてはこういう防災にしてもコロナにしても単独で広域連合ができるわけではなくて、それは絶えず連携していくということですので内容にもよるのですが、安心していただけるためにもこういうところでこうだというより詳細なことがわかっているのなら伝えてあげるべきではなかったのかなと。余計なことも起こった。今まさにそれ以外のことは起こっていないのでよかったなと思

いますけども、そういうところをご検討願いたいのですけども。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 介護施設で感染者がでたというような情報はですね、構成市に行くんですね。構成市も一部の職員にしか来ません。基本的にそういった情報は副市長に入るようになってます。だから、広がらないようになってるんですよ。いろんな誹謗中傷とかがあったりとか、余計な、よからぬ噂って広がっていくことで感染の元ですので。だから広域連合としては介護施設にどうのこうのがあったことについて直接出たからといってどうのこうのはないってことですね。構成市がむしろやるべきことで、あわらで例えば出たとその医療機関や介護施設とやり取りしますよ。ちゃんと指導受けているのかとか、どうでしたかということ。でも実際はですね、介護施設でそういう濃厚接触が出た場合は僕ら以上に保健所の方が介護施設の方にしっかりと指導が行きます。だからうちも介護施設があった場合は公的に、むしろ介護施設の方からこういうことがありました、こういうことしました、ご安心くださいってというような情報が入ってくるというのが現状ですので、あまり広域連合では出たからどうのこうのっていうのは実際はやってないということですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 4番、室谷議員

○4番（室谷陽一郎議員） わかりました。最後になるんですけど、防災の方なんですよね。これも新聞で見たんですけども、浸水地区ですかね、浸水想定区域施設っていうのが県の中に1, 4 4 5施設あるそうです。浸水想定区域施設っていうのは広域連合にどのくらいあるのかということ、そしてそこにおける避難所計画こういうのを策定しているかどうか、県で見ると約40%しかそれでも策定していないとその浸水区域内の危険区域、危険っていうか区域なんですけどね。だからそういうところも調べていただいて、もちろん構成市で調べていただければいいと思いますけど、指導しながら40%ではだめだと思うんですよね。特に来年1年間で頑張るとは言っていましたけれども、そういうことを特にお願いしたいなと思います。最後に今後介護事業計画というのは市町村、都道府県に新たな記載する項目が増えました。今まで以

上に目標設定と取り組みの進捗管理が徹底を求められているということをお聞きしております。そういった中で大変だと思いますがしっかり分析し、8期の計画を立てていただきたい。東京都の八王子なんですけど、計画の策定の時の進捗それからそのデータですよね、厚労省から色々データを出せと言われてると思うんですけど、その開示も行っています。インターネットで見れば、詳しいことは調べていませんけども、できましたらこういうことも開示していきながらより良いものになるようにしていただけたら良いかと、そういうことを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（渡辺竜彦）　ここで暫時休憩といたします。

再開はあの時計で3時45分からといたします。

○議長（渡辺竜彦）　会議を再開いたします前に確認ということで、皆様にお伝えしたいと思います。一般質問は理事者との答弁を合わせて、トータル30分という風になっておりますのでご了解いただきたいと思います。先ほどのように25分で一旦チーンと鳴らして、30分きたらもう一度鳴らしますのご了解のほどよろしく願いしたいと思います。

○議長（渡辺竜彦）　休憩前に引き続き一般質問を再開します。

12番、伊藤聖一議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦）　12番、伊藤聖一議員

○12番（伊藤聖一議員）　議席番号12番伊藤です。

今回は第8期介護保険事業計画策定にあたる連合長の思いについて、3点について質問をさせていただきます。まず第1点目ですが、今回第8期介護保険事業計画を策定いたしますが、新しい連合長になってから最初の計画策定だと思います。この坂井地区をどのような地域にしていくのか連合長の思いはどのようなものか質問をさせていただきます。次に2点目については、少子化高齢化の進行に伴う生産年齢人口が社会保障システムに与える影響は大変大きく、国も高齢者の就労を推進し社会保障システムの担い手としての役割を期待しているように思います。介護保険特別会計における保険料収入の、今日も報告がありましたが決算状況においては収納率が100%以

下であってもほぼ毎年予算を大きく上回るような状況であります。これは保険料基準額の算定方法での分母の値について第1号被保険者だけで計算する方式に問題があるのではないかと考えます。働く高齢者が増えている現状を考慮し所得段階を踏まえ補正係数を加味した算定方法に変えることで予算計上でのより正確な保険料となろうと思います。次期計画策定にあたり、保険料基準額の算定方法を変更する考えはないのでしょうか。3点目、第8期介護保険事業計画において、連合長の実施したいと考える重点施策はあるのでしょうか。また、認知症に対するさらなる対策の拡充についてどのように考えているのでしょうか。以下の答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の第8期介護保険事業計画策定にあたり、連合長の思いはどのようなものかについてのご質問にお答えします。当広域連合では、令和2年度までの第7期介護保険事業計画において、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでまいりました。2025年が近づく中で、その先を展望しますと、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口のピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い85歳以上の人口の増加が見込まれています。第8期計画策定にあたっての推計では、85歳以上人口の総人口に占める割合は2040年には9.3%まあ約10%となり、10人に1人が85歳以上になる見込みであります。また、高齢化の進展に伴い、高齢者単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれ、介護需要の更なる増加・多様化が想定されます。他方で、現役世代人口は減少し、地域で高齢者介護を支える人的基盤の確保についても、ますます大きな課題となっていきます。今後の人口構造等の大きな変化に対応できるよう、2040年を見据えた中長期的な視野に立ち、地域包括ケアシステムの更なる強化が必要であると考えています。このために、今回の計画では、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりや、認知症の施策、介護人材に関する施策の充実、さらには、地域で支え合う共生社会の実現に向けて、市民の理解と協力を得ながら、あわら市・坂井市並びに関係機関、関係団体との連携を強化し、取り組んでまい

りたいと考えております。第2点目の次期計画策定にあたり、保険料基準額の算定方法を変更する考えはないかについてのご質問にお答えいたします。介護保険料基準額とは、市町村ごとの3年に一度の介護保険事業計画における介護保険サービス給付額の見込額を賄うために、65歳以上の第1号被保険者の負担割合に係る部分を第1号被保険者の人数で割り返した介護保険料の標準的な金額ですが、計画策定時においていくつかの要素を加味し算定しております。ご指摘がありました保険料につきましては、保険料所得段階の市民税課税区分となる第6段階から第12段階の人数構成比を年度で比べますと、第7期計画策定時の平成29年度では43.4%でしたが、年々上昇し今年度は45.9%となり3年間で2.5%、人数で1,303人の増となっております。第7期計画策定時から昨年度までは、景気が上昇しており個人所得額も増え、そういった背景により保険料算出収入が増え、調定額が計画算定額である予算額を上回ったものと考えております。第8期計画においては、議員のご指摘がありました働く高齢者の増加や、コロナ禍による現在の非常に厳しい景気状況を考慮し、保険料を算定したいと考えております。3点目の第8期介護保険事業計画において、連合長の実施したいと考える重点施策はあるのか。また、認知症対策へのさらなる拡充についてどう考えるかについてのご質問にお答えします。これは1点目のどのような思いかと重複する部分がございます。この介護策定におきましては7月14日に第1回の策定委員会が開催されましたが、私も参加しております。今後ともこの策定委員会には同席させていただいて、全体の動き等も勉強しながらですね、計画策定が良いものになるように努めてまいりたいと思っております。そして重点施策としては、先ほど答弁しましたとおり、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくり、認知症の施策、介護人材に関する施策の充実、さらには、地域で支え合う共生社会の実現に向け、特に今後重要なのは、ウィズコロナなどの社会情勢の変化や地域住民のニーズ、介護従事者の確保を念頭におき、計画を策定したいと考えております。認知症対策は、第8期計画の重点項目の一つとも考えており、国が示している基本指針に基づき、認知症ケア体制の充実と認知症予防の推進に重点を置き、構成市としっかり連携をとりながら、さらなる拡充を図って参りたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 12番、伊藤議員

○12番（伊藤聖一議員） まず一番最初の連合長の事業計画策定にあたる思いについてでありますけども、以前私が広域連合の議員になってすぐにですね、ちょっと連

合長と色々お話させていただく機会をいただいて話をさせていただいたのですが、その時にですね連合長、介護保険の事業計画はあくまでも構成市における総合福祉計画の下位の計画であるから国が示す色々な施策のとおり実施するだけのものであると広域連合長としての裁量権はそんなにないとの認識をお話しされていましたが、たまたま今日ちょうど坂井地区の介護事業所の一覧を見ていたら配布していただいて、見ていただいてですね指定権者別という一番左の欄があるんですけども、これは広域型の事業所については県が指定権者であると、地域密着型においては連合長の指定権限にあるということで、かなり大きな連合長の権限があるんですね。この介護事業計画の内容の中で色々サービス、先ほど室谷議員から色々質問がありましたがサービス事業所の水準をどこへもっていくかというのがある程度連合長の思いで決めていかれるんです。こういうサービスを増やしていこうとか居宅をもっと増やすんだ、それとも施設をもうちょっと増やそうとかって、ものすごく大きな思い一つでですね、絵をかけるんですよ、介護事業の計画ってのは。その辺について先ほど地域包括ケアシステムを進化させるようなこともちょっとおっしゃっていましたが、居宅をもっと本当に進めていこうとするのか、ある程度ニーズのある施設サービスも合わせて充実させていこうと考えているのか、その辺はどういう風に考えられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 広域連合長の権限のお話ですね。なんでもできるということについてですね、なかなか難しいというのは構成市の市長もそうだし広域連合長もそうですけど、みんながみんな細かい専門知識を持っているわけではないわけですね。ですから先ほど言いましたように策定委員会には、参加させていただいて今後どう考えるのかというのを見極める中でですね、言うべき事は言う。考えを言いますが、今の中で議員みたいに専門的な知識を僕は持ち合わせていない、正直に申し上げました。ですから、その辺はしっかり勉強しながらやるということをやったということでご理解いただきたいと思います。そして今のようなご質問についても具体的にどうなっているかというこの坂井地区全体ですね、果たして健康あるものが各旧六町でされているのかどうのこのまではですね、なかなかまだ把握しきれてないんですね。それと坂井市とあわら市の高齢者比率を見てもあわら市は33%ですよ。三国は高いんですね。南の方の3つが低いという中でおそらく求められるニーズも違っ

てくるのでその計画で書かれていること以上に実は細かいケア、中身を考えていく必要があるんじゃないかってことを僕は思っているのだからその辺についてはしっかりとこれから専門家ですねこないだの専門委員会策定委員会でもお医者さんから専門家から依頼が入ってますので、そういう方々の知恵をいただきながら作っていくべきものではないかなと思っております。先ほど言っていた上位計画どうのこうのっていうのは法律上の位置付けでそうなっているってだけですので、言うとなら社会福祉計画という大きいのがあった中に老人福祉計画とかなんとかがある中で介護保険の計画もその中になってますという法律上の体系を僕は申し上げたまでです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 12番、伊藤聖一議員

○12番（伊藤聖一議員） ありがとうございます。

これから計画策定委員会のなかにも出席をされてですね、委員の方の意見を十分に参考に計画を作っていくと、非常にありがたいお話をお聞きしたんですが、この話を聞いていいかはっきりは分かりませんが、これまでは連合長、要は管理者が事務局が管理者に策定案を聞いて了解をいただいたら委員会に上げると。委員会ではこれでいいでしょうかという意見を聞くだけです。そこから変わることはまずほとんどなかったんで、よっぽどのことがない限り。委員の方から大きな反対があれば変わることは、変わるというかその場では変わりませんから一回差戻しという形。これまでそういう形で計画を作られてきましたので、今連合長と一緒に参加して皆の意見を聞いて雰囲気を見ながら決めていきたいという大変嬉しいなと思いました。それから各地域によってニーズが違うということ、それはもうその通りなので多分あわら市さんもそうだと思いますけど、構成市の方で各生活圏域の中でのニーズ調査してると思うんですよ。確かに違うはずなんです。当然、生活スタイル違いますから。だからその辺もかなり難しいことだと思いますけど、しっかりとそれを反映していただけたら嬉しいなと思います。それと第7期の計画をあんまり施設整備については引きずり過ぎると良くないと思うんですよ。先ほど定期巡回の話とかありましたけども、あれ無理やと思います、おそらく。だから7期もその前からずっと無理なんです。一番最初は地域密着型の特養とか老健に抱き合わせて無理やりさせたんですね、一番最初の時は。その中から一つやめ、二つやめで二つしか残ってないというような状況だと思いますから、室谷議員も言いましたけど、この坂井地区には合わないと思いま

す、無理やと思います。だからそれに固執して、これができなかったからもう一回どうしてもやるんやっていうよりは、一般的な今訪問介護なんかは事業所非常に少なくなってきた部分もありますからちゃんと的確に訪問介護してくれる事業所があればそれでいいと思うんですよ。夜中に来てくれなんて誰も思いませんって、この辺の人やと。だからちゃんと最低限というか必要なサービスを供給できる体制を取ってもらえれば定期巡回とかそんな難しいことに加算をつけてこれが足らなくても加算を増やそうと加算増やせば増やすほど保険料どんどん高くなるだけやと思いますから、そういうことも考えてやっていただきたいなという風に思います。次に保険料の基準額の事ですけれども多少考えていただけるのかというのがよくわからなかったのですが、今度の決算状況を見ると予定の予算よりも1億円ぐらい多いんですね、実際保険料収入が。1億円っていうと坂井市高齢者3万5千人ですから、年間3千円なんですね。だいたい、3千円相当。85、90の年寄りの年間3千円ったら収入ない人にはかなりのものやと思いますよ。その割り返しで月々何百円かもわかりませんが。保険料の基準額の決定というのはもうちょっとシビアに計算して欲しいなと思います。サービスの供給量なんかもどうしても多めに計算するんですね。計画作ったらいっぱいいっぱいサービス必要数いっぱいだけのこだけばかりです。保険料は収納率下がって不納欠損とか出したくないから低め低めに予測していくでしょ。とにかく、もうちょっと本当に正確などれくらいの収入が保険料収入が見込めるのか、サービス供給量本当はどれくらいなのか、1年ずつ違うはずなので三年間を一括りにするんじゃなくて、この年はいくら、2年目はいくら、3年目はいくらでトータルこれだけですと保険料の収入の方も同じような感じできっちり年度ごとに見ていただいて、できるだけ正確な少しでも保険料が安くなるような実態に合った計算をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 今おっしゃったことはしっかりやらさせていただきます。

ただ、それ以上に今コロナの影響でその辺をどう緩和するかこれだけ景気が悪くなる中で先ほど言いましたように景気がいい時はいいですけど悪くなった時の備えをどこまでするかっていうのも今回は考える必要があると思います。そのコロナの影響で逆に収入が減るということですがそれは受ける側もですね厳しくなっているわけですから保険料的には上げたくないですね、基本的には。だから今言いますようにより

細かな分析をしながら算定してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 12番、伊藤聖一議員

○12番（伊藤聖一議員） ちなみに事務局に聞きますけど、想定していた保険料が安すぎて、赤字になってしまったと保険自体が赤字になってしまったとどういう風に処理するかご存知ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 水嶋です。

确实とはちょっと言えないかもしれないんですけども介護保険特別会計の方でトータルの考えさせていただいてマイナスが出てしまった場合は基金より繰り入れをしていきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 12番、伊藤聖一議員

○12番（伊藤聖一議員） 基金すらも無くなったとその場合の処理の仕方

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 水嶋事務局次長

○事務局次長（水嶋雅江） 県の方からの借入という手段が一つあるのではないかと思いますので一度そちらを検討するべきかなと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 12番、伊藤聖一議員

○12番（伊藤聖一議員） 福井県の自治体なんか皆さん真面目やから赤字ならな

いように保険料設定しますから県から借り入れるっていうことはまず無いと思う。今までの実績としては無いはずなんですけど、県から借りるったってももとは各自治体が介護保険の予算に合わせて上納している、貯めてるお金やでね。決して県のお金ではないんやでね。それを一時借りてきて赤字補填をして赤字補填の分は次の計画の時に保険料に加算をしてしまうというようなやり方をするので、そういうこともあるのであんまり恐れずに、今連合長できるだけ上げたくないというお話されてましたのであんまり上げないような計画策定をしていただきたいなという風に思います。最後に3点目になりますけども、認知症のことについてですけどもケア体制を充実させるというような今構成市でも認知症サポーター制度とかね認知カフェとか色々広域連合から予算をもらって対策というか事業をやっていますが、認知症の去年2019年の最近の新聞に出てたんですけど県立病院と日赤と敦賀温泉病院、福井大学附属病院この4つの大きな病院で新規の認知症の患者数って1,453人だったんですね。2019年に、1年で。これ病院に行く人がそれだけで、病院に行かない人は山ほどいるんですって。私もうちの近所の70後半ぐらいの男性の人がこの人だいぶ危ないなあと感じることは非常にあるんですがそんなこと言われんでは、面と向かって。最近、ちょっと認知症やで認知症の疑いがあるで病院行ったらどうですかなんて絶対言えませんって私、その人に面と向かってね。だからそういうような状態の人をいかに見つけて、それをできるだけ早く病院にかかれば、その薬物療法じゃないいろんな療法っていうのがまあそういう大きな病院は最近ほとんどやっていますからいろんなこと食事の療法、栄養の療法だったり色々メニューはあるはずなのでそういうことで認知症を予防したりとか、悪くならないようにしたりとかいろんな認知症の対策がかなり充実してきている部分があるので。地域包括ケアシステムでは開業医の先生は認知症の専門の先生じゃないでしょ。だから認知症って分かってても中々そういう対策とか色んなことをもう一つあれなんかな。だからそういう大きな病院に地域包括ケアシステムの円の中にその認知症の大きな病院に繋ぐような仕組みっていうんか、そういうものを少し考えてもらって、それは包括ケアシステムの中にある開業医訪問医の先生の協力を得ながらやらなあかんことやろうと思いますけどそういう地域ケア会議でもどこでもいいわ、そういうところにそういう情報を地域の人から上げてもらってそれを諮ってそれで大きな病院に繋げていくようななんか新たな対策、体制をしてください。お願いします。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 20年ほど前に自分の父親の介護をしていました。その当時は包括ケアシステムはもちろんありませんでしたし、介護制度ができたばかりで、一様になかなか介護ができなかったと記憶しています。近くに病院が無くて清水町の病院の方に連れて行きました。僕は若いからそこに連れていけましたけども、今後、高齢者の労働環境や家族の人が大きい病院に連れていけなくなると色々な問題があるし、ただ、昔みたいに介護の認定は隠したんですね。今はオープンに認知症とかの言葉がありますから、地域全体でそういった人たちをみやすいようなことをしていけないと、家族だけでやる、病院に繋ぐだけではなかなか難しいと思いますので、地域包括ケアシステムというようなややこしいことだけでなく、地域で高齢者とか障がい者、認知症をどうやって支えていくかというのも含めて構成市に相談しながらですね体制の強化を図っていきます。

○議長（渡辺竜彦） 続いて通告順に従い14番、川畑孝治議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 14番、川畑議員

○14番（川畑孝治議員） 14番、坂井市議会の川畑孝治です。

今回私は、県水の責任引受水量の見直しを求めているかどうかについて質問します。水道は住民の最も重要な社会インフラであります。現在、坂井地区の水道水は坂井市丸岡町山久保にある福井県坂井地区水道管理事務所から購入し、両市民宅へ給水をしています。しかし坂井地区水道管理事務所から購入している水量は実際に使用している水量ではなく昭和62年10月に旧6町と県とで契約し平成22年3月にあわら市、坂井市が旧町時代の責任引き受け水量の合算した水量で契約をしています。途中の数字の読み上げはいたしません、平成30年度福井県水道用水供給事業報告書によりますと料金収入額に受取利息等を加えた総事業収益額から営業費用、営業外費用を加えた総事業営業費用を差し引くと4億2,010万5,085円の純利益を計上しました、とあります。現在は両市共に人口が減少しており、トイレや洗濯機など節水機器の普及により水余りになっています。そこで県に対して、実情に合った引き受け水量に見直しを求めているかどうか。以上、管理者の前向きな答弁を求めて私の一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 川畑議員の県水の責任引受水量に見直しを求めているかどうかについてのご質問にお答えいたします。

まず、広域連合規約における水道用水に関する広域連合の処理する事務ですが、議員ご承知のとおり、平成24年3月の坂井地区水道用水事務組合の解散に伴い、坂井地区広域連合がその事務を承継いたしました。これを受け、同年4月に、広域連合規約第4条広域連合の処理する事務、第11号において水道用水の供給事業の連絡調整に関する事、を加えています。また、併せて、坂井地区広域連合広域計画第5第11では水道用水の供給事業の連絡調整に関する事、として、構成市の水道事業の連絡調整並びに県水道用水供給事業の受水単価の改定及び施設移管に関して調査研究を行う。ことを記載しております。しかしながら、今日まで、これらに関する県からの協議の要請、あるいは、構成市からの調整依頼はございませんでした。したがって、これまでに広域連合としての連絡調整のための予算計上や事業の執行、また、議会への報告も行なっておりません。一方、県水道用水の供給を受けているあわら市の現状を申し上げますと、近年の人口減少及び節水型給水器具の普及等により、現在では、昭和53年に申し込んだ責任水量の3分の2程度にまで受水量が減少し、責任水量と受水量との乖離が非常に大きくなってきています。今日、受水費に換算すると約1億4千万円の支出超過となっています。あわら市の水道事業会計は、これを補てんするため、市の一般会計から毎年多額の補助金を繰り入れている状況であります。今後人口減少等の進行に伴い今後さらに拡大すると予想されることから、経営の改善を図るため、令和3年4月からは料金の引き上げを実施する、そのような状況になっています。さらには今年度、コロナ感染症の影響で温泉旅館の上水利用が激減しており、その分だけでも約2,000万円の水道料金収入が減ることが確実でございます。

このような状況の中で、あわら市としては、引き続き経費削減に努めるとともに、県に対しても、責任水量の見直しあるいは、受水単価の引き下げを来年度の要望事項の最重要要望第1番目として強く申し入れることとしております。また、同じく県水道用水の供給を受けている坂井市では、現在においては責任水量と受水量との差が少ないため、責任水量の見直しについては県に対して要望はされておりましたが、経営的にはきびしく、短期的には給水単価の見直し、中長期的には人口減少等に伴う責任

水量の見直しは必要とお聞きしております。ご説明しましたとおり、文面上は広域連合が連絡調整の事務を行うこととなっておりますが、このような県も巻き込むような大きい問題については現実問題として広域連合において調整することは困難であると考えています。さらに、広域連合におきましては、ますます拡大する介護需要、介護予防・健康づくり施策への取組、また、さかいクリーンセンターや代官山斎苑の維持管理業務の見直しなどが迫っているなかで、水道水の供給事業の連絡調整に関することは、現体制では上水道に携わる専門の職員がいるわけではなく、実質的に非常に難しいと考えています。したがって、ご質問いただいた責任引受水量の見直しを求めることにつきましては、現実的には構成市、または構成市の担当部局同士で、今後十分、協議、検討すべきものと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 14番、川畑議員

○14番（川畑孝治議員） 今ほど連合長の答弁、なるほどと思って聞いておりました。あわら市1億4,000万ぐらいが超過と聞いておりますが、坂井市において担当に聞くと、約1億円とのことでありました。そしてそれぞれの市が県に交渉しましても、いや例えば坂井市ですとあわら市があるからとか、あわら市がいったらいや坂井市があるからということでもそもそも、以前は坂井郡水道用水組合といった組合議会もこの広域連合と共に1本にしたことでなかなかそういった情報が入ってこなくなっておりました。また、担当に聞きますと単価においては幾ばくか下げていただいたという風に聞いております。実際県が行っております。もう一方の日野川地区の水道においてはトン当たり97円、この坂井地区においてはトン当たり65円で供給を受けておりますのでそらの取り組みは非常にわかりませんが、先ほど申し上げました30年度の事業報告書の下の方にはまた今年度は中央監視制御更新工事とか薬品沈殿池の改築工事等を実施しました。つまり、責任水量が大きいことで設備とかもそういったそれに合わせた整備をしていくわけですね。ですから責任水量引き受け水量が少なくなれば、そういった無駄な設備が今後なくてもいいまた、使わない水に色々薬品を使う必要がない。そういった無駄を考えますと是非とも何らかのところでこのままというわけにはいかないのではないかそういうようなことを考えまして広域連合が無理であれば両市の担当がっていうのはなるほどと思いましたが、一応ここでも水道に関しては所管するところでありましたので今日の質問にさせていただきました。改めてそういった部分を考えまして県に対するアプローチを是非とも本来ならばあわ

ら市長としていくのもひとつであります。坂井市との広域連合として連合長が申し入れをしても良いのではないかなと思っておりますが、改めてその点いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 構成市の市長は広域連合に対して調整依頼をしていません。なぜかというこの問題は、広域連合としては担当もいない中で非常に大きすぎるものですから、この問題はまずは構成市としてあわら市が昨年来、県に対して何度もアタックしています。ダムの償還がですね、ダムの償還計画として令和5年が償還が終わるということでそれを機に責任水量を減らしてくれというようなことも言っていますし、あわら市の市議会議員は全員が増水路施設とかダムに行ってどこかに減らすような要因はないかと色んなことを探しに行っています。今増水路は耐震のための施設を持ってまして、こんなもんいらんのでねんか、あんなもんいらんのでねんか、と言うんですけど、いやこれは計画上必要なものでなんかあった時はなんです、と中々うんとは言ってくれません。当然現場は権限はありませんけども、ただ、50年前に決めたですね、人口増加、観光客が増えるという中で見込んだ責任水量にいつまで我々が縛られなければならないのかという思いは常に感じているんです。あわら市がいくら節水しろと言っても結局使わなくてもそのお金を払わなければだめですから、結局何らかの形で税金が、無駄な税金を県に納めて仰る通り県は毎年4億円の黒字なんです。だから、おかしいんじゃないんですか、と言うんですけど中々難しい話です。今後これについては坂井市さんには僕はほぼほぼ均衡されていると聞いていたので坂井市さんにご迷惑をかけるわけにはいかないんで、まずは単独でアタックしておりますけども今後、ここに坂井市長もおられますが、こういうことについて両市が一緒になってそういうことができればあわら市としては構成市としては非常に嬉しいことです。ただし、本当に中々この問題は難しい問題だなとは実際やってよくわかります。ただ、知事が変わりましたので、聞く耳は持っているという風に感じています。なんとかせなあかんという思い。確かに、ちょっと酷すぎるなという思いはありますけども、担当レベルではそう簡単にわかりましたとは絶対言いませんので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 14番、川畑議員

○14番（川畑孝治議員） 私もまあちょっとこの世界長いので、そういった部分を色々お聞きはしてありました。しかしやはり今ほど言ったように毎年毎年4億円ずつ決まったお金が入ってくるんですね。これはやはり交渉の余地はありますし本当に必要な施設整備においては両市が持つという方法もひとつ検討されてもいいのではないかと思います。坂井市においても水量のパーセントでいくと確かに約9割程度と聞いています。しかし、金額ベースで行くと約一億円が無駄になっていると。これは決して少ない金額では無いと思います。ですからそういった部分を是非とも力を合わせていただいて先ほど言われましたように知事も変わりましたので、是非とも見直しを、ただ先ほどの郡水の時に将来は施設の移管をと言っておりましたが、これに関しては決してこだわるものではありません。なぜならば今持っておられるノウハウをなかなか我々の方で引き受けるのは少しまだ難しいところがあるのでそこは言いませんが、まずこの責任引き受け水量の見直しについて今後ご尽力をいただけるようお願いをいたしまして私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（渡辺竜彦） 続きまして、通告順に従い15番、畑野麻美子議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 15番畑野麻美子です。通告に従いまして大きく2点に分けて質問をしたいと思います。新型コロナウイルスは病院、診療所、介護施設、障害福祉施設などの集団感染が全国で発生し感染急増をもたらす重大な要因となっております。またこれらの医療機関や施設を利用する高齢者、有病者、障がい者の感染は命の危険に直結します。この坂井地区においても、第2波の感染者が出ています。今後、介護施設などでの集団感染を未然に防ぎ、重症化・死亡のリスクを回避するためにも、PCR検査は不可欠です。PCR検査を広く行う目的は、無症状の感染者を見つけ出し、保護、隔離するためです。つまり「診断」が目的ではなく「防疫」が目的です。そこでお尋ねいたします。今後、介護施設などでの感染拡大を防ぐため、職員、関係者、利用者全員のPCR検査を実施すべきです。2点目、PCR検査の費用に関しては、国の責任で行うよう要請することで、大きく2点目です。介護保

険は今年20才を迎え、人であれば一人前の大人です。介護保険は大人になれたでしょうか。

新型コロナウイルスで幕をあけた2020年は政府の補償なき自粛要請で国民に不安と経済格差を拡大させ、医療・介護・社会福祉現場では感染の恐怖と経営危機との闘いが繰り広げられています。政府は、第1次補正予算、第2次補正予算である程度の経済対策を講じましたが、介護現場では、新型コロナ感染の恐怖、低賃金、倒産の拡大が続いています。厚生労働省は7月27日、3年に一度策定する介護保険事業計画をめぐり、国の基本指針を改正し、初めて感染症や災害への対策を盛り込むことを決めました。そこで、坂井地区における新型コロナ影響の実態を把握し、第8期介護保険事業計画に備えることが求められます。そこでお尋ねします。1点目、新型コロナの影響による介護事業所の実態をどのように把握していますか。2点目、第8期介護保険事業計画には実態を踏まえた感染症や災害への対策を盛り込むこと。3点目、新型コロナの影響で中止になったり遅れている事業は何か。今後どのように取り組み第8期の事業計画にどのように組み入れていくのか。4点目、介護保険料の値上げは避けるべきです。現在の介護保険料は基準額で5,800円、第5期1,300円の値上げ、第6期で400円の値上げ、第7期の値上げは200円でした。年金法も改正されまして年金が下がっていく一方で高齢化が増え、介護サービスを受ける人も増えていく中で保険料の値上げも災害と言っても過言ではないと思います。以上、よろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 畑野議員のご質問にお答えします。

1点目の今後、介護施設などでの感染拡大を防ぐため、職員、関係者、利用者全員のPCR検査を実施すべきと、2点目のPCR検査の費用に関しては、国の責任で行うよう要請することについてのご質問にお答えします。厚生労働省では、PCR検査は、偽陰性の可能性もあるため、陰性だからといっても安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありません。検査は、医師の判断のもとで、必要な医療を提供し、重症化を防ぐことが主たる目的になります。との見解を示しております。感染者以外の施設職員、関係者、利用者全員のPCR検査の実施についてですが、国の行政検査の対象者となっていない状況においては、現在のところ非常に困難なものと考えています。また、検査費用は、感染が疑われ、医師の判断で検査した場

合は、公費で賄われますが、自費診療の場合は、2万円以上の費用がかかります。検査費用については、今後の国や県の動向を注視しながら、行政、関係機関と連携し、国への要請をして参りたいと考えております。3点目の新型コロナの影響による介護事業所の実態を、どのように把握しているかについてのご質問にお答えします。

福井県で最初にクラスターが確認されてから、3月から5月にかけて、介護サービス事業所、特にデイサービス事業所の休業、サービス利用者本人及び家族による利用自粛等があったことは、複数の事業所からの聞き取りで把握しております。4月、5月のデイサービスの給付額を見ると、同年3月比で、4月は10.1%減、5月は13.8%減少しております。6月からは、新型コロナ対策として、提供したサービス提供時間より2区分上位の基本報酬算定が、特例的に可能となったため、6月のデイサービスの給付額を見ると、前月比11.8%増加しております。今後も給付費等のモニタリングを行い、新型コロナによる介護サービス事業所の稼働率の把握に努めてまいりたいと考えております。4点目の第8期介護保険事業計画には、実態を踏まえた感染症や災害への対策を盛り込むことについてのご質問にお答えします。先の室谷議員への答弁にありましたとおり、事業計画策定に係る基本指針にのっとり、災害や感染症対策に係る体制整備を施策の柱の一つとして、事業計画に盛り込んでまいります。また、福井県や構成市の各部局の取組みや施策を十分に把握し、計画の策定を進めていく所存でございます。5点目の新型コロナの影響で、中止になったり、遅れている事業は何か、今後、どのように取り組み、第8期の事業計画にどのように組み入れていくのかについてのご質問にお答えします。フレイル予防事業につきましては、感染拡大・防止の観点から、構成市と協議し、年度当初より延期をしておりましたが、緊急事態宣言が解除されたことを受け7月から再開をしております。なお、事業再開につきましては、3密を避けるため、参加人数や日程等の調整を行い、参加者等に対しては、マスク着用や手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒など、構成市と連携し、感染予防対策を確実に実施しながら開催しております。また、事業所や施設に対する実地指導等につきましては、現在、国より新型コロナ感染症の影響により実施時期の延期に関する通知が発令されております。延期解除の際は、事業所等の状況に鑑み、実施して参りたいと考えております。また、第8期事業計画におきましては、先の答弁にありましたとおり、災害や感染症対策に係る体制整備を施策の柱の一つとして、盛り込んでまいります。6点目の介護保険料の値上げは避けるべきについてのご質問にお答えします。介護保険料については、坂井地区における介護保険の運営に必要な費用や第1号被保険者数を基に、3年を1期とする事業計画期間ごとに基準額等を設定しております。第8期の介護保険料設定にあたっては、令和3年からの

3ヵ年の必要費用額、第1号被保険者数、その年齢や所得段階等を十分精査し、過不足無い介護保険料額を設定してまいりたいと考えております。また、保険料及び公費で賄われる介護保険制度が適正に運営されるよう、今後とも介護給付費等の適正化、実地指導等の実施を図り、不適正な給付の削減、適切な介護サービスの確保、介護保険料の増大の抑制に努めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） PCR検査の件ですけれども、二つほど紹介をいたしますと、世田谷区では世田谷モデルといたしまして誰でもいつでも何度でもというPCR検査を実施しております。これによりますとPCR検査の世田谷モデルは発熱などの有症者や濃厚接触者1日約600人を対象にしています。その経費は8億5,000万円でこれは補正予算で出すという風に書かれています。また、介護事業所職員、保育園幼稚園職員、特養などの入所予定者については1,000人の検査を予定しています。この経費4億1,000万は寄付や国に助成を要請しています。また、千代田区においても介護職員や医療者などのPCR検査を計画をしています。千代田区では新しく入所する高齢者に対し医師や看護師が自宅を訪問しPCR検査を行っているというそのような先進的な自治体があるわけですけれどもこの広域連合においても発症したときには、発症する前からPCR検査は大変重要です。感染リスクの高い高齢者が入っている施設ですので職員などのPCR検査をしっかりと実施して感染拡大を防ぐべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 坂井地区広域連合の介護施設や障がい者施設とかありますので、それを全部やっていくとなると莫大なものが必要になります。議員はその財源をどのように見込んでおられるのか分かりませんが、国の特別給付金でさえあわら市で4億円しかこないんです。そうした中で優先度がございますので、その辺は私が広域連合長としてやると財源の確保が難しい中でですね、確保できればやりますけれども、それが今構成市に確認してもそこまでの世田谷区みたいにですね8億ポンと出

せと言うのは現実問題としてないということ、先ほど言いましたけどもPCR検査はその時点時点での検査ですから、その都度やっていくっていうのは難しいのではないかと思う。ただ、今言いましたようにそういう検査に対してはですね、予算的なことを国に要望し、そういう制度を考えたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） はい。PCR検査は困難だということでしたけども、坂井市においてもね、第2波に備えて学校の子どもたちにPCR検査をしたらどうですか、と言ったときに困難だという答弁がありましたけども実際にスクールバスの運転手の方が出た時には県の対応は私はやっぱり流石だなと思いました。県はPCR検査をしないとだめだという風に言ってくれて温泉施設の人それからスクールバスに乗っている子どもたちの検査もしていただきました。困難であるというのではなくて、そういう方向にしっかりと考えていくことが大事だと思いますので、ぜひ広域連合としてこの坂井地区の介護施設、本当に大切な施設ですのでそういう心構えをぜひ持っていただきたいという風に思います。それから、第8期のところですけども各部局と協力して協議をしてしっかりとやっていきたいということです。福祉総合計画との整合性が大事だと思うんですけど、その辺については策定委員会の中ではどのように持っていかれるとされていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 佐々木広域連合長

○連合長（佐々木康男） 策定委員会は構成市の部・課長・市長も入っていると思いますから当然そういう規定があれば、構成市の方から意見があると思うし、その調整も構成市の中でやっていると考えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 15番、畑野議員

○15番（畑野麻美子議員） 是非とも構成市の福祉総合計画の中にも盛り込むべ

きだと思しますのでそのところは広域連合としっかりと協議をされて、いざという時のために対応できるようなマスクの備蓄だけでなく先ほど言いましたようなPCR検査の件についても十分に組入れていくことが大事ではないかという風に思っています。そして、介護保険料の値上げは避けるべきというのは先ほどからも言っていますけども、この坂井地区の広域連合の介護保険は大変高いです、他の自治体に比べて。そういうことも含めて是非ともこの介護保険は上げないような方向でしっかり努力をしていただきたいなという風に思います。国保なんかも高くなりました。国民健康保険っていうのは病気になればそれを使って保険を使って治せるわけですけども、介護保険の場合は納めていてもすぐには使えません。介護度を取らなければ使えないような仕組みになっているので、やはりそのところをもっと使いやすいようにそして介護保険料はあげるべきではないということを強く要求をしておきたいと思いません。以上、一般質問を終わります。

○議長（渡辺竜彦） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第13号から議案第18号の質疑、討論、採決◇

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第5、議案第13号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第13号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第13号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第6、議案第14号、令和元年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第14号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立多数です。したがって、議案第14号、令和元年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第7、議案第15号、令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第15号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第15号、令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定するこ

とに決定いたしました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第8、議案第16号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第16号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第16号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第9、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第17号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第17号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡辺竜彦） 次に日程第10、議案第18号、令和2年度坂井地区広域
連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺竜彦） 討論なしと認めます。これより、議案第18号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺竜彦） 起立全員です。したがって、議案第18号、令和2年度坂井
地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されまし
た。

◇閉議の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて会議
を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（渡辺竜彦） 閉会に当り、広域連合長より発言の申し出がありますので、
これを許可いたします。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございます。
特に、令和元年度決算をはじめ、提出いたしました議案すべてをご承認いただき、心か
ら感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきまして
は、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になり
ますが、暦の上では秋とはいえ、まだまだ暑い日が続きます。議員各位におかれまして

は、新型コロナウイルス対策はもとより、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（渡辺竜彦） これをもちまして、第68回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

[一同起立・礼]

午後4時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員